

住宅環境改善支援事業FAQ（よくある質問）

■ 申請するまで		ページ
1 受付期間について		
問 1	申請できる期間は決まっているのですか。	4
2 補助対象区域・工事について		
問 2-1	補助対象区域はどこですか（自分の住んでいる地区は対象となりますか。）。	4
問 2-2	補助対象区域に住んでいますが、国から補助を受けて住宅防音工事を行っています（又は行おうとしています）。本事業の対象になりますか。 また、防音工事実施済みの住宅のうち、防音工事を行っていない部屋については対象となりますか。	5
問 2-3	既に工事を始めている場合や、工事が終わっている場合でも、補助の対象になりますか。	5
問 2-4	市や町の他の補助等を受けている工事は、この補助の対象になりますか。	5
問 2-5	昨年度、この補助を受けて工事をしたが、別の箇所も工事することになったのですが、もう一度、補助を申請できますか。	5
問 2-6	店舗や事業所などにサッシやエアコンを設置する場合は、補助の対象となりますか。	5
問 2-7	店舗や事業所などと一体となっている住宅にサッシやエアコンを設置する場合は、補助の対象となりますか。	5
問 2-8	借家やアパートに住んでいますが、補助の対象となりますか。	6
問 2-8-2	申請者所有のアパートに申請者の子が住んでいる場合、そのアパートが補助対象となりますか。	6
問 2-9	所有する貸家、貸マンション、貸アパートなどを工事する場合は、補助の対象となりますか。	6
問 2-10	母屋と別棟があり、両方を工事する場合に、それぞれ別に補助を申請できますか。	6
問 2-11	同じ家屋に、複数の世帯で同居している場合の居住人数は、どのように判断したらよいですか。	6
問 2-11-2	二世帯住宅の場合どのように判断すればよいですか。	7
問 2-11-3	対象となる住宅の所有者が、単身赴任で住民票を移し、所有者が住宅に居住する世帯を扶養している場合、生計は同一と考えられますが、その場合はどのように申請すればよいですか。	7
問 2-12	補助の対象となるサッシの設置とは、具体的にどういった工事が対象となりますか。 また、サッシのガラスのみを交換する場合は、補助の対象となりますか。	7

問 2-13	サッシ・エアコンの設置の際、設置する場所によって、補助対象となる場所とならない場所がありますか。	8
問 2-14	エアコンを購入し、自分で取り付ける場合は、購入費だけの補助を受けることができますか。	8
問 2-15	10畳の部屋に、冷房能力2.2kw（6畳以下用）のエアコンを設置する場合、補助金額の上限はどうなりますか。	8
問 2-16	前の質問とは逆に、6畳の部屋に、冷房能力2.8kw（10畳以下用）のエアコンを設置する場合、補助金額の上限はどうなりますか	8
問 2-16-2	増築や中古住宅の購入の場合、手続きはどうなりますか。	8
3 対象となる施工業者について		
問 3	自分が居住する市（町）内の事業者ではなく、市（町）外に事業所（店舗）を持つ事業者により工事を依頼する場合、補助を受けることはできますか。	9
4 申請・提出書類について		
問 4-1	申請書は、どこへ提出すればよいですか。	9
問 4-2	住民票は、どのようなものが必要ですか。	9
問 4-3	住民票や、滞納がないことの証明書は、以前に取得したものでよいですか。	9
問 4-4	「対象住宅の所有者がわかる書類」とは、どのようなものが必要ですか。	9
問 4-5	「住宅位置図」と「施工箇所図」はどのようなものを作成すればよいのですか。	9
問 4-6	申請書の別紙1「工事内容一覧表」の中で、サッシ設置工事の「サッシ枠寸法」や「サッシ枠面積」とは、何の長さや面積を記載すればよいのですか。	10
問 4-7	施工業者に作成を依頼する工事見積書については、どのような内容が記載されていけばよいのですか。依頼に当たって留意すべき点はありますか。	10
問 4-8	「既存サッシ設置年」は、どうやって判断したらよいですか。	10
問 4-9	エアコン設置工事の工事内容の「規格（能力）」欄は、どのようにチェックしたらよいですか。	10
問 4-10	「既存エアコン設置年」を覚えていませんが、どうやって判断したらよいですか。	10
問 4-11	申請書の別紙2「作動状況確認書兼工事見積書」は、どのように記載したらよいのですか。（施工業者が作成）	11
問 4-12	住宅を新築する場合、申請書の別紙2「作動状況確認書兼工事見積書」のサッシの見積り等について、どのように記載したらよいのですか。（施工業者が作成）	11
問 4-13	施工箇所の現場写真は、どのような写真を何枚撮ればよいですか。	11

■ 申請してから工事完了まで		
5 工事開始について		
問 5-1	いつから工事を始めることができますか。	11
問 5-2	申請した工事を取りやめることになった場合は、どうすればよいですか。	12
問 5-3	申請した工事の一部を取りやめることになった場合、どうすればよいですか。(例：サッシやエアコンの設置工事箇所を減らすなど)	12
問 5-4	申請した後に、居住人数が減った場合、どうすればよいですか。	12
問 5-5	申請した後に、居住人数が増えた場合、工事箇所を追加して、補助金額を増額することはできますか。	12
問 5-6	補助金交付決定通知は申請後どのくらいの期間で届きますか。早く工事に着手しないと猛暑が乗り切れません。	12
■ 工事完了後		
6 実績報告書について		
問 6-1	実績報告書は、いつまでに提出すればよいですか。	12
問 6-2	実績報告書は、どこへ提出すればよいですか。	13
問 6-3	工事は完了したが、代金の支払いはまだの場合、実績報告書を提出できますか。	13
問 6-4	住宅新築の場合、サッシ部分のみに係る工事金額を分けることができませんが、支払領収書はどのように提出したらよいですか。	13
問 6-5	支払額が、申請した見積額より多かった場合は、どうなりますか。	13
問 6-6	支払額が、申請した見積額より少なかった場合は、どうなりますか。	13
問 6-7	現場写真は、どのような写真を何枚撮ればよいですか。	13
7 補助金の受け取りについて		
問 7-1	補助金支払請求書は、いつ提出するのですか。請求金額は交付決定額を記載したらよいのですか。	13
問 7-2	補助金支払請求書は、どこへ提出すればよいですか。	14
問 7-3	補助金を申請者本人ではなく、家族など他の口座に振り込んでもらうことはできますか。	14
問 7-4	補助金は、いつ受け取ることができますか。	14
8 補助を受けた後の財産処分等について		
問 8-1	補助金を受けて工事した家屋を他人に譲渡する場合、何か手続きが必要ですか。	14
問 8-2	補助金を受けて設置したエアコンを別の建物へ移設する場合、何か手続きが必要ですか。	14

住宅環境改善支援事業FAQ（よくある質問）

令和元年6月作成
令和元年7月改定
令和元年8月改定
令和2年3月改定
令和3年3月改定

■ 申請するまで

1 受付期間について

問1 申請できる期間は決まっていますか。

(答) 補助を受けようとする場合には、あらかじめ住宅環境改善支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を提出することになっています。申請は、随時、受け付けています（令和3年度受付期間：令和3年4月1日～令和4年1月31日）。
ただし、年度末については、補助金を年度末（3月31日）までに、お支払いする必要があるので、補助金の支払手続上、令和3年度分の交付申請の受付は令和4年1月末まで、実績報告書の提出は同年2月末までとさせていただきます。

2 補助対象区域・工事について

問2-1 補助対象区域はどこですか（自分の住んでいる地区は対象となりますか。）。

(答) 補助対象区域は、次のとおりです。

[対象区域(要綱第3条に規定する「補助対象区域」)]

岩国市	周防大島町	和木町
○通津、長野 ・通津、長野のうち国の住宅防音工事の対象区域 ○由宇町 ・千鳥ヶ丘1～3丁目、南沖1～4丁目、由宇崎、南1丁目、港1～3丁目、中央1丁目、北1丁目、北7丁目の全域 ・[南2～4丁目、中央2丁目、北2丁目、北6丁目、正南]のうち国の住宅防音工事の対象区域 ○由宇町有家、神東 ○柱島、端島、黒島	○久賀地区 前島、棕野 ○大島地区 東三蒲、西三蒲、東屋代、西屋代、小松、小松開作 ○橋地区 浮島	○和木4丁目 ○和木5丁目

問 2-2 補助対象区域に住んでいますが、国から補助を受けて住宅防音工事を行っています（又は行おうとしています）。本事業の対象になりますか。

また、防音工事実施済み住宅のうち、防音工事を行っていない部屋については対象となりますか。

（答）既に国の住宅防音工事を実施済又は実施予定のある住宅は、補助の対象になりません。

また、既に防音工事を行っている住宅のうち、防音工事を行っていない部屋についても、補助の対象になりません。

問 2-3 既に工事を始めている場合や、工事が終わっている場合でも、補助の対象になりますか。

（答）補助の対象になりません。

必ず、申請書を提出し、県からお送りする「交付決定通知書」を受け取ってから、工事を始めてください。

問 2-4 市や町の他の助成等を受けている工事は、この補助の対象になりますか。

（答）補助の対象になりません。

ただし、他の助成等を受ける工事と、この補助を受ける工事とを明確に区分して施工し、見積書等の必要書類も別であれば、補助対象となる場合もありますので、くわしくは御相談ください。

問 2-5 昨年度、この補助を受けて工事をしたが、別の箇所も工事することになったのですが、もう一度、補助を申請できますか。

（答）補助を受けた補助金の額が30万円に満たない場合であって、かつ、要綱別表第1に定める補助対象工事個所数の上限に達していない場合は、再度申請することができます（要綱第6条第2項）。

問 2-6 店舗や事業所などにサッシやエアコンを設置する場合は、補助の対象となりますか。

（答）補助の対象になりません。住宅のみが補助の対象です（要綱第3条）。

問 2-7 店舗や事業所などと一体となっている住宅にサッシやエアコンを設置する場合は、補助の対象となりますか。

（答）店舗や事業所等との併用住宅については、居住の用に供している部分の工事のみが補助の対象になります（要綱第3条第1項第3号）。

問 2-8 借家やアパートに住んでいますが、補助の対象となりますか。

(答) 補助の対象になりません。

補助を受けようとする方(申請者)又は申請者の配偶者若しくは2親等以内の同居親族が所有する住宅であることが必要です(要綱第3条第1項第3号)。

ただし、地域の定住促進のため、エアコンの設置について、空き家バンク対象家屋も補助対象に追加しています。

【補助対象となる空き家バンク対象家屋】

申請者	県外からの空き家バンク対象家屋入居者
補助対象	エアコン
補助上限	現行制度の上限額どおり(41,000円~126,000円)
必要書類	・取付等の承諾書(貸主)
	・空き家バンクの家屋入居(予定)者であることの証明(市町)
	・住宅の賃貸契約書の写し
財産処分	転居の場合、所要の手続きが必要

問 2-8-2 申請者所有のアパートに申請者の子が住んでいる場合、そのアパートが補助対象となりますか。

(答) 補助の対象になりません。同居親族ではないため対象外となります。

問 2-9 所有する貸家、貸マンション、貸アパートなどを工事する場合は、補助の対象となりますか。

(答) 補助の対象になりません。

補助を受けようとする方(申請者)が自ら居住する住宅であって、申請者又は申請者の配偶者若しくは2親等以内の同居親族が所有する住宅であることが必要です(要綱第3条第1項第3号)。

問 2-10 母屋と別棟があり、両方を工事する場合に、それぞれ別に補助を申請できますか。

(答) 母屋と別棟の所有者が別の方で、それぞれが、その所有する家屋に居住している場合であれば、その所有者又は同居家族の方が申請することができます。

母屋と別棟が同じ方の所有である場合には、別々に申請することはできません。

問 2-11 同じ家屋に、複数の世帯で同居している場合の居住人数は、どのように判断したらよいですか。

(答) 世帯が分かれていても同じ家屋に住んでいる人数により、補助対象工事箇所数の上限を判断します。

申請時には、同居している世帯の住民票をそれぞれ提出していただくことにより、同じ家屋に住んでいることを確認させていただきます。

問2-11-2 二世帯住宅の場合はどのように判断すればよいですか。

(答) 登記簿上も所有者が明確に区分され、固定資産税の納税義務者も異なっている場合については、別世帯であるとみなします。

問2-11-3 対象となる住宅の所有者が、単身赴任で住民票を移し、所有者が住宅に居住する世帯を扶養している場合、生計は同一と考えられますが、その場合はどのように申請すればよいですか。

(答) 単身赴任や入院等の理由により、世帯員が別居している場合、同一世帯とみなし、別居者を世帯員に含めます。ただし、この場合、「申立書(様式任意)」を提出していただくこととなります。

※申立書の文例

申立書

〇年〇月〇日から、単身赴任のため、現在、別居中ですが、生計は同一です。

令和〇年〇月〇日

氏名 〇〇 〇〇 印

問2-12 補助の対象となるサッシの設置とは、具体的にどのような工事が対象となりますか。

また、サッシのガラスのみを交換する場合は、補助の対象となりますか。

(答) 既存の住宅であれば、現在設置しているサッシの機能を高めるため、断熱能力を有するサッシ(一般的には複層ガラスを使用したサッシ)に交換設置する工事を対象としています。

また、既存のサッシの内側等に、追加で断熱能力を有するサッシを取り付ける場合も補助の対象となります。

なお、ガラスだけの交換は補助の対象になりません。

工法例	内容	適否
サッシ交換	サッシの <u>枠</u> 、 <u>障子</u> とも交換する。	○
カバー工法等	既存サッシの <u>枠</u> を残したまま、複層ガラス入りの新しいサッシ(<u>枠</u> ・ <u>障子</u>)を取り付ける。	○
内窓又は外窓の取付	既存サッシの <u>枠</u> 、 <u>障子</u> を残したまま、窓の内側又は外側に複層ガラス入りの新しいサッシ(<u>枠</u> ・ <u>障子</u>)を重ねて取り付ける。	○
ガラス交換	既存サッシの <u>枠</u> 、 <u>障子</u> を残したまま、ガラスのみを交換する。	×

※ 枠：ガラス入りの障子を取り付けるため、家屋の壁に取り付けられている枠
障子：ガラスが入っている窓の部分(框(かまち)+ガラス)

問 2-13 サッシ・エアコンの設置の際、設置する場所によって、補助対象となる場所とならない場所がありますか。

(答) サッシ・エアコンの設置場所による補助対象か否かについては、以下のとおりです。

設置場所	補助対象
居間等(居間、寝室、応接間、子供部屋、書斎、台所、屋内縁側など)	対 象
廊下、階段、玄関、勝手口	居間等の一部とみなせる場合に限り、補助対象
トイレ、浴室、洗面所、物置、倉庫	対象外

問 2-14 エアコンを購入し、自分で取り付ける場合は、購入費だけの補助を受けることができますか。

(答) 設置工事が伴うエアコン設置を対象としているため、購入だけでは補助を受けることはできません。

問 2-15 10畳の部屋に、冷房能力2.2kw(6畳以下用)のエアコンを設置する場合、補助金額の上限はどうなりますか。

(答) 冷房能力2.8kw(上限55,000円)のエアコンが認められる10畳の部屋に、それより能力の低い2.2kw(上限41,000円)のエアコンを設置する場合の補助金額は、エアコンの規格に応じた補助金額が限度となるため、上限額41,000円となります(要綱別表第2注1)。

問 2-16 前の質問とは逆に、6畳の部屋に、冷房能力2.8kw(10畳以下用)のエアコンを設置する場合、補助金額の上限はどうなりますか。

(答) 6畳の部屋に、冷房能力2.8kw(上限55,000円)のエアコンを設置する場合の補助金額は、居室の広さに応じたエアコンの規格(2.2kw)が限度となるため、上限額41,000円となります(要綱別表第2注1)。

問 2-16-2 増築や中古住宅の購入の場合、手続はどうなりますか。

(答) 増築の場合、手続は新築と同様の取り扱いとなります。中古住宅の場合、住宅を購入後に、既存住宅への設置、交換と同様の手続を行っていただくこととなります。

3 対象となる施工業者について

問3 自分が居住する市(町)内の事業者ではなく、市(町)外に事業所(店舗)を持つ事業者¹に工事を依頼する場合、補助を受けることはできますか。

(答) 取付(取替)工事は、「山口県内に本店、支店又は営業所を有する施工業者」に工事を依頼して、補助を受けることができます(要綱第5条第1号)。

4 申請・提出書類について

問4-1 申請書は、どこへ提出すればよいですか。

(答) 補助を受けようとする方(申請者)が居住する市町の市役所又は町役場に提出してください。

問4-2 住民票は、どのようなものが必要ですか。

(答) 世帯全員のもので、続柄の記載のある住民票が必要です(本籍の記載は不要です)。

問4-3 住民票や、滞納がないことの証明書は、以前に取得したものでもよいですか。

(答) 申請前1か月以内に交付された住民票や証明書を提出してください。
申請の時に居住していることや滞納がないことを確認するためのものであり、古い証明書では申請時の状況を確認することができないからです。

問4-4 「対象住宅の所有者がわかる書類」とは、どのようなものが必要ですか。

(答) 対象住宅の登記事項証明書や、不動産登記の完了証の写し、固定資産税の納税通知書(納税義務者の氏名と対象となる住宅の記載がある部分)の写しなど、対象住宅の所有者がわかる書類を添付してください。

問4-5 「住宅位置図」と「施工箇所図」はどのようなものを作成すればよいのですか。

- (答) ①「住宅位置図」については、対象となる住宅のある場所がわかるよう、目印となる建物や道路が書かれた地図を添付してください(任意のサイズの白紙に手書きしたもので、縮尺等は正確でなくても差し支えありません)。
- ②「施工箇所図」(住宅見取図)については、記載例を参考に、対象となる住宅の簡単な間取り図を作成してください(任意のサイズの白紙に手書きしたもので、縮尺等は正確でなくても差し支えありません)。
- ③作成した間取り図の中に、設置するエアコンやサッシの位置と、別紙様式1「工事内容一覧表」で記載した施工番号を記載してください。
- ④エアコン設置工事の場合は、エアコンを設置する居室の広さ(「6畳」等)を必ず記載してください。

問 4-6 申請書の別紙 1「工事内容一覧表」の中で、サッシ設置工事の「サッシ枠寸法」や「サッシ枠面積」とは、何の長さや面積を記載すればよいのですか。

- (答) サッシ枠寸法は、取り付けようとするサッシ枠の横幅と高さを記載します。サッシ枠面積の区分については、上記で記載する横幅と高さを掛けて面積を算出し、その面積が該当する欄にチェックしてください。
- 具体的には、申請書の別紙 2「作動状況確認書兼工事見積書」の作成を施工業者に依頼して、その内容を転記してください。
- その際、施工番号は、「作動状況確認書兼工事見積書」と一致させてください。

問 4-7 施工業者に作成を依頼する工事見積書については、どのような内容が記載されていけばいいのですか。依頼に当たって留意すべき点はありますか。

- (答) 申請書の別紙 2「作動状況確認書兼工事見積書」を施工業者に提示して、作成を依頼してください。
- その際、既存のサッシの作動状況についても、施工業者に記載を依頼してください。
- 複数のサッシやエアコンを設置する場合、複数箇所をまとめた形での記載（1箇所ごとの工事費がわからないような記載）ではなく、サッシやエアコンの設置 1箇所ごとに、製品規格や設置工事費がわかるように作成を依頼してください。

問 4-8 「既存サッシ設置年」は、どうやって判断したらよいですか。

- (答) これまでにサッシの取替等をされていない場合は、お住いの家屋を建築された年を、登記簿謄本等で御確認の上、記載してください。

問 4-9 エアコン設置工事の工事内容の「規格（能力）」欄は、どのようにチェックしたらよいですか。

- (答) 設置するエアコンの該当する規格（能力）をチェックしてください。エアコンの冷房能力については、「作動状況確認書兼工事見積書」（施工業者に作成を依頼するもの）の記載により、確認してください。

問 4-10 「既存エアコン設置年」を覚えていませんが、どうやって判断したらよいですか。

- (答) 保証書などの既存のエアコンの設置年月日を判断できる書類がない場合には、エアコンの型番等により施工業者に製造年を確認するなどして、設置年を判断して記載してください。

問4-1-1 申請書の別紙2「作動状況確認書兼工事見積書」は、どのように記載したらよいのですか。(施工業者が作成)

- (答) ①施工箇所ごとに、既存サッシやエアコンの作動状況(故障等の状況)について、それぞれ該当する欄をチェックし、設置年を記載してください。
- ②ただし、複層ガラスでないサッシから複層ガラスを使用したサッシへの取替の場合には、既存サッシの「能力」欄の「上記以外」をチェックし、「設置年」のみ記載してください(故障等の状況の記載は必要ありません)。
「設置年」については、申請者に確認して記載してください。
- ③また、エアコンの新設の場合には、「設置年」欄に「新設」とだけ記載してください(故障等の状況の記載は必要ありません)。

問4-1-2 住宅を新築する場合、申請書の別紙2「作動状況確認書兼工事見積書」のサッシの見積り等について、どのように記載したらよいのですか。(施工業者が作成)

- (答) 住宅新築の場合、既存サッシの「設置年」・「故障等の状況」欄、新設(交換)サッシの「工事見積額」欄の記載は必要ありません。
- 新築する住宅のサッシのうち、補助を受けようとするサッシについて、既存サッシの「能力」・「規格」欄、新設(交換)サッシの種類「サッシの種類・型番等」欄に記載してください。
- なお、住宅新築の場合は、工事請負契約書等の契約書の写しを添付していただくことにより、新築に係る工事費を確認させていただきます。

問4-1-3 施工箇所の現場写真は、どのような写真を何枚撮ればよいですか。

- (答) ①まず、撮影する向きは特に指定しませんが、住宅全体がわかるように撮影してください。
- ②施工箇所の写真については、撮影枚数について特に指定はありませんが、工事の施工箇所について、工事着手前と工事完了後の違いがわかるような写真(箇所ごとに部屋の外側と内側の両方から1~数枚程度)を申請書類に添付してください。

■ 申請してから工事完了まで

5 工事開始について

問5-1 いつから工事を始めることができますか。

- (答) 県からお送りする「交付決定通知書」を受け取ってから、工事を始めてください(要綱第8条)。

問5-2 申請した工事を取りやめることになった場合は、どうすればよいですか。

(答) 変更等承認申請書(別記第2号様式)を申請された窓口へ提出してください(規則第8条、要綱第9条)。

問5-3 申請した工事の一部を取りやめることになった場合、どうすればよいですか。(例: サッシやエアコンの設置工事箇所を減らすなど)

(答) 変更等承認申請書(別記第2号様式)を申請された窓口へ提出し、あらかじめ変更の承認を受けてください(規則第8条、要綱第9条)。

問5-4 申請した後に、居住人数が減った場合、どうすればよいですか。

(答) 既に「交付決定通知書」を受け取られ、工事に着手されている場合には、変更の手続き等は必要ありません。

ただし、「交付決定通知書」を受け取られるより前に居住人数が減った場合には、その旨を申請された窓口へ説明し、指示を受けてください。

なお、居住人数が減る場合、補助対象工事箇所数の上限が変わり、補助金の額が減ることがありますので御注意ください(規則第8条、要綱第9条)。

問5-5 申請した後に、居住人数が増えた場合、工事箇所を追加して、補助金額を増額することはできますか。

(答) 変更等承認申請書(別記第2号様式)を申請された窓口へ提出し、追加の工事を始める前に、あらかじめ変更の承認を受けてください(規則第8条、要綱第9条)。

問5-6 補助金交付決定通知は申請後どのくらいの期間で届きますか。早く工事に着手しないと猛暑が乗り切れません。

(答) 補助金交付決定通知は申請書受付後、約2週間後までに、県から申請者に直接、郵送されます。ただし、独居の高齢者宅等で、真夏時にエアコンが故障し、早急な取付工事が必要な場合などは、その旨を市町の受付窓口でお申し出ください。

■ 工事完了後

6 実績報告書について

問6-1 実績報告書は、いつまでに提出すればよいですか。

(答) 工事完了後、20日以内(当該年度の3月31日の方が早い場合は、その日まで)に提出してください(要綱第10条第2項)。

問6-2 実績報告書は、どこへ提出すればよいですか。

(答) 補助を受けようとする方(申請者)が居住する市町の市役所又は町役場に提出してください。

問6-3 工事は完了したが、代金の支払いはまだの場合、実績報告書を提出できますか。

(答) 提出できません。実績報告書には、工事代金の請求書及び支払領収書(施工業者の口座への口座振込みの控えでも可)の写しの添付が必要です。

問6-4 住宅新築の場合、サッシ部分のみに係る工事金額を分けることができませんが、支払領収書はどのように提出したらよいですか。

(答) 住宅新築の場合は、工事請負契約書等の契約に基づき支払った新築工事費(全体)の支払いの証拠書類(支払領収書等)の写しを提出してください。

問6-5 支払額が、申請した見積額より多かった場合は、どうなりますか。

(答) 補助金の額は、「交付決定通知書」に記載された額が上限となります。

問6-6 支払額が、申請した見積額より少なかった場合は、どうなりますか。

(答) 設置工事箇所ごとの実績額(支払額)が、補助金額の上限を下回る場合には、補助金は、実績額(支払額)を限度に交付されることとなります。

問6-7 現場写真は、どのような写真を何枚撮ればよいですか。

(答) 撮影枚数について特に指定はありませんが、工事の施工箇所について、工事着手前と工事完了後後の違いがわかるような写真を申請書類に添付してください。

7 補助金の受け取りについて

問7-1 補助金支払請求書は、いつ提出するのですか。請求金額は交付決定額を記載したらよいのですか。

(答) 実績報告書と併せて、補助金支払請求書(別記第4号様式)を提出してください。

請求金額は、実績報告書に記載する補助金交付決定額(県から通知された補助金交付決定通知書の額)又は実績報告書別紙「工事实績一覧表」の3に記載する補助金申請額(実績額)のいずれか低い方の額を記載してください。(工事見積書どおりの実績であれば金額は一致します。)

なお、補助金支払請求書の日付は空欄で提出してください。

問 7-2 補助金支払請求書は、どこへ提出すればよいですか。

(答) 補助を受けようとする方(申請者)が居住する市町の市役所又は町役場に提出してください。

問 7-3 補助金を申請者本人ではなく、家族など他の口座に振り込んでもらうことはできますか。

(答) 補助金支払請求書で、振込先として御家族など他の口座を指定されれば、その口座に振り込みます。

問 7-4 補助金は、いつ受け取ることができますか。

(答) 県に請求書が届き次第、併せて提出された実績報告書を審査し、補助金の額を確定した上で、支払手続を進める予定です。お申出いただいた口座に振り込まれるまで、しばらくお待ちください。

8 補助を受けた後の財産処分等について

問 8-1 補助金を受けて工事した家屋を他人に譲渡する場合、何か手続きが必要ですか。

(答) 財産処分承認申請書(別記第6号様式)を提出し、あらかじめ承認を受けていただく必要があります。

この場合、交付された補助金の一部又は全部を返納していただくことがあります。

ただし、①補助金を全額返納した場合と、②補助金により取得した財産(サッシ、エアコン)の耐用年数が既に経過している場合には、その必要はありません。

補助金により取得した財産	県が定める耐用年数
サッシ	設置されている家屋の耐用年数に同じ (例) 木造住宅 22年
エアコン	6年

問 8-2 補助金を受けて設置したエアコンを別の建物へ移設する場合、何か手続きが必要ですか。

(答) 財産処分承認申請書(別記第5号様式)を提出し、あらかじめ承認を受けていただく必要があります。

この場合、交付された補助金の一部又は全部を返納していただくことがあります。

ただし、①補助金を全額返納した場合と、②補助金により取得した財産(エアコン)の耐用年数(エアコン:6年)が既に経過している場合には、その必要はありません。